

令和4年3月22日

組合員・利用者の皆様へ

あさひかわ農業協同組合  
代表理事組合長 島山守穂

## 集金業務の原則廃止について

平素は当JAの各事業に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、当組合では平成30年信用共済事業部門で不祥事があり、再発防止に取り組んでまいりました。しかしながら、令和3年6月に新たな不祥事が発生し、組合員並びに利用者の皆様へ多大なるご迷惑をおかけし誠に申し訳ございませんでした。

この事態を厳粛に受け止めるとともにJAバンクより集金不祥事「再発JA」における集金業務の原則廃止を再発防止策に盛り込み、コンプライアンス態勢の強化を取り組み、経営の健全化を進めていかなければなりません。

下記の通り、集金業務を令和4年6月30日をもって廃止とさせていただくことになりました。

なお、今後の渉外活動や推進訪問を通じて、組合員・利用者の皆様へお役に立てる情報の発信やあらゆるご相談にお応えできる質の高いサービスの提供を心がけてまいりますので、引き続きご愛顧いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 原則廃止する集金業務

・定期積金・定期貯金・普通貯金・共済掛金等、各種振込・税金・公共料金、両替、購買代金、販売代金等の現金集金および現金お届けに関する業務。

#### 2. 集金業務の廃止時期

令和4年6月30日（木）をもって廃止します。

#### 3. 集金業務廃止に伴う対応について

- ・渉外担当者等より口座振替等への変更のご案内および手続きをさせていただきます。ご契約の支所窓口においても、変更手続きが可能です。
- ・口座への入出金は店舗ATMの他、現在ゆうちょ銀行やコンビニATMでもご利用いただけます。
- ・その他、JAネットバンク等便利な取引などの手続きもごございます。

詳しくは、渉外担当者または金融支所窓口、本所金融課（0166-31-0111）までお問合せください。